

Ⅱ 学 生 生 活

- 1 諸手続き等
- 2 一般的留意事項

1 諸手続き等

(1) 学 生 証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯し、本学教職員から請求があれば提示してください。他人に貸与または譲与してはなりません。

この学生証は附属図書館（中央図書館等）や学術情報メディアセンターの利用証も兼ね、各施設への入退館認証や証明書自動発行機にも利用できます。また、京大生協組合員証を兼ねており、組合員は電子マネーが利用できます。

学生割引や通学証明書によって乗車券・通学定期乗車券を購入、使用するときも、交通機関関係員の要求があれば提示してください。

① 紛失、盗難、破損等したとき

紛失、盗難、破損等の場合は、所属学部・研究科等の教務担当掛へ、再交付を申請してください。

なお、紛失・盗難の場合は、警察の届出受理番号が必要となります。第三者による悪用を防止するためにも、直ちに警察へ届け出て、届出受理番号を聞いておいてください。

また、紛失・盗難・破損時等の再交付は有料（1,300円）となりますので、予め京大生協で納付し「再交付料金納付証明書」（生協発行）を、学生証再交付願に貼付し、教務担当掛に提出してください。

京大生協組合員の方は直ちに生協組合員センター（電話：075-753-7640）に連絡し、電子マネー機能を停止してください。

② 磁気ストライプの磁気異常のとき

教務企画課（P11, 13参照）で再書き込みを行います（無料）。ただし、磁気ストライプが破損している場合は有料（1,300円）での再交付となります。

③ 初期不良のとき

ICチップの初期不良並びに正常な利用における不具合発生時は、交付日から起算して2か月以内に申し出た場合に限り、無償で再交付します。

④ 記載事項等に誤りがあったとき

所属学部・研究科等の教務担当掛へ、再交付を申請してください。記載事項誤りの原因が大学側にある場合は無償で再交付します。

⑤ 卒業／修了／退学等したとき

・京大生協組合員の方は最初に生協の窓口にて、脱会処理等を行い、電子マネーを停止してください。ただし、3月卒業・修了者で4月以降も引き続き、本学の学生（正規生）として在籍する場合、新学生証と旧学生証の両方を京大生協の窓口を持って行き、電子マネー機能の切替を行ってください。詳細は京大生協にお問い合わせください。

・3月卒業、修了者以外は所属学部・研究科等の教務担当掛へ、学生証を返却してください。3月卒業、修了者は返却不要です。

⑥ 改姓名により記載内容が変わったとき

所属学部・研究科等の教務担当掛にて所定の手続きを取ってください。

⑦ 有効期限を過ぎて在籍するとき

所属学部・研究科等の教務担当掛にて所定の手続きを取ってください。

⑧ 英文学生証が必要なとき

英文学生証は、学生の海外渡航に伴い、渡航先国において本学の学生であることを証明するため、希望する学部学生及び大学院学生を対象に発行します。

希望者は、申し込みの際に、貼付する写真（無帽正面上半身、無背景、縦3.0cm×横2.4cm、3カ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。）を持参の上、所属学部・研究科等の教務担当掛へ願い出てください。

(2) 入学当初及び在学中の諸手続き

① 大学への納付金

(ア) 学 費 等

授業料は、下記のとおりです。所定の期日までに、速やかに納入してください。

種 別	金 額	納 期	備 考
授業料 (学部学生 大学院学生)	円 年額 535,800 前期分 267,900 後期分 267,900 (法科大学院) 年額 804,000 前期分 402,000 後期分 402,000	前期分 4月中 後期分 10月中	※納入方法 指定の住所へ振込依頼書を4月、10月の中旬頃送付しますので、本学の指定口座に振込願います。 ※申し出により前期分納入の際に、後期分も併せて納入することができます。 ※授業料 在学中に授業料が改定された場合は、改定時から新授業料が適用されます。

(イ) そ の 他

上記のほか学生寄宿舎に入舎している場合は、寄宿料と光熱水料を納めることになります。(P58～59参照)

〈納付に当たっての注意事項〉

上記の納付金を振込期限内に納めないときは、本人及び保護者等に督促することになりますので、必ず振込期限内に納入してください。

特に、授業料の振込を怠った場合は、身分の取扱い（除籍）に関係します。

また、住所に変更があった場合は、所属学部・研究科等の教務担当掛へ申し出てください。

② その他の諸会費

(ア) 学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む） ※原則として全員加入

36ページ以降を参照してください。

(イ) 大学生生活協同組合費出資金 20,000円以上 出資金は卒業の際に返還されます。

なお、学部によっては上記のほかに必要な会費等があります。新入生にはこれらについて別途所属学部から通知されます。

③ 在学中の諸手続き

主な届（願）出、証明書の交付願については次の④のとおりですので、必要がある場合は、担当窓口（P20参照）で手続き方法を詳しく聞いて手続きをしてください。

（交付書類は手続きの翌日または翌々日に交付される場合があります。）

一部の証明書は、学内に設置している15台のどの証明書自動発行機（P21参照）でも発行が可能です。手続きを怠ったために不利益が生じることのないよう注意してください。

④ 各種届（願）出

（ア）休学願

疾病その他の事故により3カ月以上にわたり修学を中止したり、休学をしようとする場合には、所定の手続きを必要としますので、そのような事態になった場合は、速やかに願い出てください。

休学期間が満了になっても、なお引き続いて休学する必要がある場合は、許可されている期間が終わるまでに、休学の延長を願い出てください。

病気により休学する場合は、休学願に医師の診断書を添えてください。

なお、休学期間は特別な事情がない限り、月初から月末としてください。

休学する場合の授業料について、第1期（前期）または第2期（後期）の初めから休学する場合は、その期の授業料は免除されますが、期の途中で休学する場合は、その期の方は免除されません。

ただし、この場合でも次の期まで続けて休学する場合は、次の期の方は免除されます。

また、期の途中で復学する場合は、その期については復学する前月までの分を月割りで免除します。

（イ）復学願（届）

病気以外の事由による休学で休学期間内に復学しようとする場合は、届け出てください。届け出なかった場合は、休学許可全期間を休学したものとして取り扱われます。

また、病気による休学で復学しようとする場合は、本学所定の「京都大学復学診断書」により医療機関の診断を受け、復学予定日の3週間前までにその診断書と共に復学を願い出てください。

（ウ）退学願

やむを得ない事情により、退学しなければならなくなった場合は、願い出なければなりません。もし、退学願を出さないで、又は許可されないままで通学しなかった場合は、引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。

なお、退学の場合における授業料との関係は、学年の途中で退学する者の授業料は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとします。ただし、退学する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとします。

（エ）転学部（研究科・学舎）・転学科（専攻）願

希望する者は、10月初めに各学部（研究科等）に照会してください。

（オ）健康診断結果通知書・健康診断証明書・健康診断書

就職や大学院受験等で健康診断結果通知書、健康診断証明書が必要なときは、証明書自動発行機で発行してください。（学年始めの定期健康診断を受けていない方は発行できません。）

なお、健康診断書（有料）が必要なときは、保健診療所へ申し出てください。

⑤ 授業料免除及び徴収猶予

経済的理由等により授業料納入が困難な者を，選考のうえ授業料の全額又は半額を免除する制度及び，徴収を猶予する制度があります。(P32参照)

出願を希望する者は，指定された期間内に出願手続きを行ってください。

なお，出願期間及び出願場所等の詳細については，所属する学部・研究科（学部1，2回生は学務部学生課奨学掛）の掲示等の指示に従ってください。

⑥ 日本学生支援機構奨学金

学資の支弁が困難な者に対し，日本学生支援機構が行う奨学金貸与の制度があります。希望者は指定された期間内に願い出てください。(P32参照)

取扱期間及び取扱場所等詳細は，学部生は学務部学生課奨学掛，大学院生は所属研究科等の掲示の指示に従ってください。

⑦ 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

奨学団体等で，学務部学生課奨学掛で取り扱っているものは，約90団体あります。これらの奨学金を希望する者は，期間内に願い出てください。(P33・34参照)

⑧ その他

このほか，科目履修届，受験届，系列変更願，卒業論文題目届等必要に応じて願い出るものや届け出るものがありますので，所属学部・研究科等の教務担当掛に申し出てください。

各種諸手続一覧表

書類名	提出先等	印鑑	提出先		
			学部学生	大学院学生	学部学生 大学院学生
			所属学部 教務担当掛	所属研究科等 教務担当掛	学務部学生 課奨学掛
休学願		△	○	○	※
復学届(願)		△	○	○	※
海外渡航届(願)		△	○	○	※
現住所等変更届		△	○	○	※
改姓・改名届		△	○	○	※
退学願・研究指導認定退学願		△	○	○	※
死亡届		△	○	○	※
転学部(研究科・学舎)・転学科(専攻)願		△	○	○	※
学生証再交付願		△	○	○	
健康診断書(有料)交付願		×	保健診療所		
健康診断証明書(無料)			証明書自動発行機で交付		
成績証明書(日本文・英文)		×	一部の学部・研究科等では証明書自動発行機で交付		
在学証明書 卒業(見込)証明書 修了(見込)証明書	日本文		証明書自動発行機で交付		
			一部の学部・研究科等では証明書自動発行機で交付		
	英文	×	○	○	
学生生徒旅客運賃割引証(学割証)			証明書自動発行機で交付		
通学証明書			証明書自動発行機で交付		
実習用 通学証明書	単位取得目的の実習 (教育実習を除く)		所属学部・研究科等の教務担当掛で確認してください。		
	教育実習	×	教育学部(教育実習担当)		
授業料免除等願書		×	3回生以上 ○	○	学部1, 2回生 ○
日本学生支援機構奨学生申請書		○	3回生以上 ○	○	学部1, 2回生 ○
地方公共団体 民間育英団体 } の奨学生願書		○	▲	▲	○

- (備考)
- ・印鑑欄の○は要, △は自筆署名の場合は不要, ×は不要を表す。
 - ・提出先の○は要を表す。
 - ・▲は学部, 研究科等指定の奨学金もあるので所属学部, 研究科等に照会してください。
 - ・※は日本学生支援機構奨学生及び学務部学生課奨学掛の取り扱う地方公共団体・民間育英団体の奨学生のみ所定の手続きが必要ですので, 学務部学生課奨学掛へ申し出てください。

(3) 証明書等自動発行機について

証明書等自動発行機は学内15カ所に設置されています。(下表の設置場所参照。設置場所は都合より変更される場合があります。) 本学に在籍中の学生はいずれの発行機でも、現在及び過去(平成元年入学以降)在籍の部局が自動発行を許可した証明書の発行が可能です。発行可能な証明書の詳細は、各自の所属(出身)学部・研究科等の教務担当掛にご照会ください。

① 自動発行可能な証明書等

(発行可能な証明書は、所属学部・研究科等、学生種別により異なります。)

- ・ 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証) ・ 通学証明書
- ・ 在学証明書(和文・英文)
- ・ 卒業・修了(見込)証明書(和文・英文) ・ 退学証明書(和文・英文)
- ・ 学業成績証明書(和文・英文) ・ 学業成績及び卒業・修了(見込)証明書
- ・ 研究指導認定(退学)(見込)証明書
- ・ 健康診断証明書 ・ 健康診断結果通知書

② 設置場所・稼働時間

月曜日から金曜日(祝日、創立記念日および12月29日から翌年1月3日までを除く)の、8時30分から18時までを基本としていますが、設置場所により異なっていますので、注意してください。

また、機器のメンテナンスや障害等により稼働できない場合もありますので、証明書は早めに取得するようにしてください。

・ 証明書自動発行機設置場所・稼働時間一覧

設 置 場 所	稼 働 時 間	管 理 部 署
北部構内農学部総合館1階南西出入口ホール	8:30~18:00	農学研究科第一教務掛
北部構内理学研究科6号館南棟1階ホール	8:30~18:00	理学研究科学部教務掛
本部構内文学部新館1階西側ホール	8:30~18:00	文学研究科第一教務掛
本部構内法経本館1階中央玄関ホール	8:30~17:15	法学研究科教務掛
本部構内総合研究8号館1階	8:30~18:00	情報学研究科
本部構内学務部1階	8:30~18:00	学生課
吉田南構内吉田南1号館1階	8:30~18:00	吉田南構内共通事務部教務課
吉田南構内人間・環境学研究科棟1階事務室前	8:30~18:00	人間・環境学研究科大学院掛
医学部構内医学部B棟1階ホール	8:30~18:00	医学研究科教務・学生支援室 (医学科教務掛)
薬学部構内薬学部本館1階	8:30~18:00	薬学部教務掛
病院西構内医学部人間健康科学科校舎1階正面玄関内	8:30~18:00	医学研究科教務・学生支援室 (人間健康科学科教務掛)
宇治キャンパス宇治地区研究所本館E棟3階 中央エントランス	8:30~17:15	宇治地区研究協力課
桂キャンパスAクラスターA2棟3階ホール	8:30~17:30	工学研究科教務課大学院掛
桂キャンパスCクラスター事務棟玄関ホール	8:30~17:30	工学研究科教務課大学院掛
熊取地区原子炉実験所事務棟北出入口廊下	8:30~18:00	原子炉実験所事務部

③ 使用方法

証明書自動発行機を使用する際には、学生証の認証と、学生アカウント（ECS-ID）のパスワードの入力が必要です。

音声ガイダンスおよび画面の指示（日本語・英語）に従って画面タッチにより操作してください。

学生アカウント（ECS-ID）については所属学部・研究科等のガイダンス等で学生証交付とともに各自に通知されます。通知書に記載しているとおりに処理をしてパスワードを設定してください。

成績証明書などで厳封が必要な場合や、自動発行された証明書に不備や疑問点等がある場合には所属（過去在籍）学部・研究科等の教務担当掛に申し出てください。

また、証明書自動発行機の操作中に障害が発生した場合には、お手数ですが上表で示したそれぞれの管理部署にご連絡ください。

（４）通学定期乗車券の購入、学割証の使用について

① 通学定期乗車券の購入

本学の学生が通学を目的として、交通機関の定期乗車券を購入する際にのみ、割引制度を受けることができます。

通学定期乗車券の購入は、現住所の最寄り駅から大学（通学キャンパス）の最寄り駅までの最短区間に限ります。

・購入方法

通学定期乗車券を購入する際は下記のものがが必要です。

通学証明書（証明書自動発行機で発行，発行の日から1か月間有効，P21参照）

学生証

定期乗車券購入申込書（交通機関定期券販売所で交付）

・通学証明書について

通学証明書には現住所・通学キャンパス等が証明されています。現住所や通学キャンパスに変更や間違いがあった場合には、速やかに所属学部・研究科等の教務担当掛へ申し出てください。

・不正購入の禁止について

区間を偽って購入したり、通学以外の目的（サークル活動・アルバイト通勤など）で購入することは不正購入となります。不正購入はいかなる場合であっても許されません。

本人に多額の追徴金が課せられるばかりか本学学生の通学定期乗車券の販売が制限される場合がありますので、絶対に不正購入はしないでください。

② 実習用定期乗車券の購入について

現住所の最寄り駅から学外実習先への定期乗車券を購入する場合は、所属学部・研究科等の教務担当掛に申し出てください。

③ 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）の使用

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としています。

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的を持って旅行をする必要があると認められる場合に限ります。

- (1) 休暇，所用による帰省
- (2) 正課の教育活動
- (3) 正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療
- (7) 保護者の旅行への随行

- ・発行方法

学割証は証明書自動発行機で発行されます。(P21参照)

- ・年間割当枚数

年間割当枚数は1人15枚までとなっています。正当な理由があり，年間割当枚数を超えて発行を希望する場合は，所属学部・研究科等の教務担当掛へ申し出てください。

- ・割引対象

片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合，運賃（乗車券のみ）が2割引になります。

- ・対象の交通機関

学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているものですが，他の交通機関でも利用できる場合があります。乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

- ・注意事項

学割証の有効期間は，発行の日から3ヵ月間です。

乗車券の購入時には学生証の提示が必要です。また，学割証で購入した乗車券を使用する際には，学生証を必ず携帯し，係員の請求があるときには提示してください。

記名人以外の使用など違反行為をした場合は，多額の運賃の追徴があり，また以後の学割証の発行停止処分等（本人だけでなく，大学が発行停止処分を受ける場合もあります）がありますので，決して不正使用しないでください。

2 一般的留意事項

(1) 学生への連絡方法

① 掲示による連絡・通知

学生への連絡・通知は、原則として所定の掲示板での掲示により行われ、一度掲示した事項は周知されたものとして取り扱います。登下校の際には必ず掲示板を見る習慣をつけてください。掲示を見過したために生じる不都合・不利益は本人の責任となります。

受付期間を定めているような場合は、期間終了後は受け付けられないので特に注意が必要です。

② 呼び出し・照会

保護者の方や友人等から電話による呼び出しを大学に依頼される場合がありますが、大学では学生一人ひとりの居場所について把握することはできません。従って、電話口への取り次ぎや放送は一切行いませんので、予め保護者の方や友人たちに知らせておいてください。緊急の場合でも原則として掲示板による連絡しかできません。

住所・電話番号等の問い合わせにも応じることができません。

(2) 法令の遵守について

近年、本学においては、性犯罪や薬物乱用等により逮捕者が出るなど、学生の不幸事が連続して発生しています。これらの犯罪行為は、法律により厳罰に処せられるとともに、大学においても放学又は停学といった厳しい懲戒処分を行うこととなります。被害者やその家族はもとより、皆さん自身の今後の人生にも大きな影響を及ぼすこととなります。学生の皆さんは、日常の様々な行動の中で、人権の尊重や法令遵守の重要性を自覚し、良識ある行動をとるようにしてください。

○京都大学通則

第32条 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 譴責
- (2) 停学
- (3) 放学

(3) マイカー通学の禁止、自転車走行マナー等について

京都大学のキャンパスでは、教育・研究の場にふさわしい環境保持及び緊急災害時の通路確保、歩行者の安全確保、騒音の防止のため交通規制を実施しており、身体障害者等特別な事情のあるものを除き、マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては、徒歩や自転車若しくは公共交通機関を利用するようにしてください。

① 自転車、バイクは定められた駐輪場へ、自転車盗難防止のためロックを！！

自転車、バイクは、歩行者の安全・避難経路確保等のため、駐輪場が指定されていますので、必ず所定の場所に置くようにしてください。また、放置自転車は強制的に撤去されることがあります。

また、本学では、自転車の盗難が多発しており、防犯登録とともに駐輪時には必ず施錠（二重ロックを勧めます）してください。

② 自転車の走行マナーについて

自転車の走行マナーについては、これまでも繰り返し注意喚起を行っていますが、依然として、以下のような危険な行為により、接触事故や衝突事故が発生しています。

- ・建物や門の陰からの急な飛び出し
- ・歩道の高速走行・並列走行・二人乗り
- ・運転中の携帯電話・ヘッドフォン・傘の使用
- ・信号無視・一時不停止
- ・夜間の無灯火
- ・車道での逆走

また、競技用自転車「ピスト」などブレーキがない自転車で走行することは、非常に危険であり、

公道を走行すると道路交通法違反となります。

大学周辺の道路は、地元住民の方々の生活道路であり、自転車による危険な行為は、交通事故を誘発し、生活環境の破壊にもつながります。自転車に乗る場合は、社会の一員としての自覚のもと、常に安全運転を心掛け、周囲に配慮した運転を怠らないようにしてください。

また、自転車とはいえ事故を起こせば大怪我に繋がりがねません。自転車と歩行者との事故により、5000万円という高額賠償を支払うこととなったケースもありますので、自転車保険等に加入するとともに、安全に十分注意してください。

- ③ 自転車の違反と罰則
自転車安全利用五則を守りましょう。

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



② 車道は左側を通行

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰 則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合



■ 二人乗りは禁止

6歳未満の子どものみならず、1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



■ 並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



■ 夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰 則】 5万円以下の罰金



■ 信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



■ 交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話 やめましょう! 傘さし運転



④ 交通事故相談

交通事故にあったとき、無料で相談できる窓口が京都府に設置されています。損害賠償・示談・保険請求など専門の相談員がアドバイスし、また必要により弁護士にも無料で相談できます。

相談・問合せ先：京都府交通事故相談所(上京区下立売通新町西入ル(京都府庁日本館1階))電話 075-414-4274

面接相談時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時30分(土・日・祝日・年末年始は休みです。)

(4) 大麻等の薬物乱用防止について

大学生等の若年層の大麻等の薬物乱用事件が多発しています。本学においても、学生が薬物乱用により逮捕され、厳罰に処せられました。大麻等の薬物乱用は、以下に示すように、本人の精神と身体の内面を破壊しつくし、さらには友人や家族関係の崩壊にもつながるなど、社会全体に計り知れない害悪をもたらします。このため、禁止薬物の所持や使用、栽培や提供は法律で禁止されており、違反者には厳罰が処せられるとともに、大学としても厳正に対処します。その結果、自身の一生に大きな影響を及ぼすこととなります。

学生の皆さんは、大麻・麻薬・覚せい剤・MDMA・シンナー等の禁止薬物に対して安易な気持ちや一時の興味で接することのないよう十分注意するとともに、本学の学生としての自覚を常に持ち、責任ある行動をとるようにしてください。

また、薬物に関しては、インターネットなどで「合法」と偽って販売される違法ドラッグもありますので、十分注意してください。なお、合法であればすべて安全ということではなく、鎮痛剤、睡眠薬、咳止めなどの薬物や、酒、タバコなどについても、健康上のリスクを考えると、依存の危険があることを十分認識する必要があります。

① 覚せい剤や大麻等の禁止薬物の乱用は、本人だけでなく、社会全体に計り知れない害悪をもたらすことを十分認識しましょう。

- ・本人の精神や身体に悪影響を及ぼします。
- ・薬物を自分の意志では止められなくなります。
- ・幻覚や妄想が表れ、重大犯罪を引き起こします。
- ・友人や家族関係が崩壊します。
- ・法律で厳しく禁止されており、厳罰を受けます。

② 薬物乱用の甘い誘いに気を付けるとともに、誘われても絶対に断る勇気を持ちましょう。

(5) 飲酒による急性アルコール中毒等に注意

新入生歓迎の行事やコンパなどの集まりで、アルコールが出される機会がありますが、短時間に大量のアルコールを摂取すると、自力で立てないほどの運動障害を起こしたり、昏睡状態になることがあります。最悪の場合は呼吸停止や急性心不全が起き、死につながったり、蘇生しても重篤な後遺症が残ることがあります。また、こうした症状に至らなくても、足下がふらついた状態で転倒したり、嘔吐により窒息死した例もみられます。

他大学では、クラブ・サークル等の飲み会で、急性アルコール中毒により、学生が死亡するという事故が発生しています。本学においても、急性アルコール中毒等により重篤状態となり、病院に搬送され一歩誤れば死に至る危険な状態となる事件が発生しています。

飲酒に当たっては、次の点を厳守してください。

- ① 未成年者の飲酒は厳禁であり、勧めない。勧められても飲まない。
- ② 成年者でも、イッキ飲み等の危険な飲酒はしない、他人にさせない。
- ③ 体質的にアルコールを受け付けない人に飲酒を勧めない。
- ④ 飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転をしない。
- ⑤ 万が一、酔いつぶれた者が出た場合は、一人にしないで責任をもって介抱(衣服を緩め、横向きに寝かす等)すること。名前を呼んだり身体をゆすっても反応せず、大きないびきや呼吸を時々しかないなど、おかしいと思ったら、直ちに救急車を呼ぶこと。

(6) 盗難・置き引きに注意

本学では、体育館、部室、グラウンド、講義室、研究室など、様々な場所で盗難・置き引きが発生しています。大学は、学生や教職員だけでなく、外部の人も多数出入りしています。貴重品等は常に身に付け、わずかな時間であっても自分の持ち物から目を離さないよう十分注意してください。

(7) カルト団体、過激活動団体などの勧誘に注意

信教、思想の自由は憲法で保障されています。もちろんそれらは自由であるべきです。しかし、そのことを逆手に取り、世の中には嘘や違法行為を勝手な解釈で「良し」とする反社会的なカルト団体や過激活動団体も存在します。

また、カルト団体（違法な勧誘、脅迫、献金強要等を行う）の勧誘にまつわるトラブルも発生しています。勧誘の手口としては、

- ① サークルへの勧誘やアンケート調査などと言って声を掛け、
- ② 世間話や趣味などの話題から親しくなり、住所や電話番号などの個人情報を聞き出し、
- ③ セミナーや合宿に参加するようにしつこく勧める。

という流れで勧誘するケースが多く見られます。

いったんカルト団体に入ってしまうと、資金集めや勧誘活動等の団体の活動にかり出され、時間と労力を浪費し、人間関係が崩壊し、健全な学生生活を送ることができなくなります。被害に遭わないように日ごろから不審な勧誘に注意してください。

また、ひとりである時に声をかけられるケースが多発しています。トラブルに巻き込まれないためには、その人が何のために近づいてきたのかを確認してください。名前を言わない、目的を言わない、あいまいにほかす時は注意してください。初対面の人には絶対に個人情報を教えないこと、関心がない時はきっぱりと断る勇気が大切です。

- ① 勧誘時の団体名や活動説明と実際の団体名や活動実態が違うサークルは要注意
- ② おかしいと思ったら勇気を出して断る
- ③ 友人や家族、大学にすぐに相談する
- ④ 情報操作・情報規制をされたらすぐ逃げる

なお、不審な勧誘を見かけたり、自分が勧誘を受けた時は、すぐに学務部学生課に相談してください。

(8) 「悪徳商法」にだまされないために

学生をねらった悪徳商法が多発しています。これらの悪徳商法は、学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ、「楽しく儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。次にあげるような悪徳商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので、くれぐれも注意してください。

《キャッチセールス》

街で「アンケートに答えてください……」などと呼び止められ、営業所に連れて行かれて、高価な化粧品や会員権などの契約をさせられます。

あいまいな態度をとらず、はっきり断ること！

《アポイントメントセールス》

「格安で海外旅行ができ、レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され、実際には別の商品（ビデオ教材等）とのセット販売で結局高額な商品を買わされることとなります。

見知らぬ人からのうまい話に要注意！

《マルチ商法》

「人を紹介するだけで、どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり、知人や友人を紹介して商品を買ってもらおうと、リベートがはいり、さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるといふものです。手軽にできるアルバイトと思って契約したものの、結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけということにもなりかねません。

うまい話はありません。もうけ話には注意しましょう！

《振り込め詐欺》

電話で「オレだよ、オレ」と言って息子や孫を装い家族に交通事故示談名目やサラ金等借金返済名目で現金を騙し取る手口や、警察官や弁護士などを名乗り示談金を騙し取る、いわゆる「振り込め詐欺」が多発しています。本当の出来事かどうか、振り込む前に家族と学生は相互に確認をしてください。

すぐに振り込まない。一人で振り込まない！

《架空請求詐欺》

実際には利用していない有料サイトの利用料金等の名目で金銭をだまし取る架空請求詐欺事件が増加しています。学生の皆さんがこうした被害にあわないよう、次のようなことに心掛けてください。

- ・身に覚えのない請求は無視する。（請求のはがきやメールは保管しておく）
- ・指定された連絡先には絶対に連絡しない。
- ・迷惑メールの受信拒否設定する。

- ・一人で判断せずに警察や家族、周囲の人に相談する。

(9) 海外旅行へ行く前に安全性の確認を

夏季休業等を利用して海外旅行に行く機会もありますが、特定の国・地域によっては治安の悪化等により、渡航を自粛したり、特別の注意が必要な場合があります。海外旅行へ行く前に旅行先の安全性を詳しく調べるようにしましょう。また、万一の場合に備え、保険に加入することを勧めます。

これらの安全情報は、外務省から提供されていますので活用してください。また旅行社でも確認するようにしてください。

相談・問合せ先：外務省海外安全相談ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

なお、不審な勧誘を見かけたり、自分が勧誘を受けた時は、すぐに学務部学生課に相談してください

(10) クレジットカードの利用について

学生証ですぐ借りることができる学生ローン、また、サインするだけで手軽にショッピングやレストラン等の利用できるクレジットカードを安易に利用すると、その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることになります。

本学では、「小口短期貸付金」という無利子の短期貸付制度がありますので、病気、不慮の事故、送金の延着等により、急に出費が必要となった場合は、学務部学生課担当窓口で相談してください。

(11) 国民年金へ加入しましょう

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることのないよう、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度で、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。本学の学生諸君も20歳になれば必ず国民年金に加入してください。

なお、加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

また、収入がない学生のために「学生納付特例制度」があります。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

(12) 災害に備えるあなたの身の回り（防災・ボランティアハンドブックより抜粋）

地震から身を守る

1 まず、わが身の安全を

すぐ机やテーブルの下にもぐり、頭を覆い、机の脚を握る。もぐる、覆う、握るの三つの動作が身を守る。

あわてて外に飛び出さない。危険の中に飛び込むことになる。

2 すばやく火の始末・消火

台所やストーブ、タバコの火を消す。アイロンなど使用中の電気製品のスイッチを切る。

火が出たらすぐ消火。でも、天井に火が届いたら初期消火の限界。ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを下ろして逃げよう。

3 危険な場所から離れよう

津波は追いかけて来る。急いで高台など安全な場所へ。また崖崩れの危険を少しでも感じたら、すばやく避難すること。

川べりや狭い路地は危険。ブロック塀や円柱、石垣、自動販売機など倒れる危険がある物に近寄らない。

4 正しい情報をつかもう

ラジオや地域の緊急非常放送から正確な情報を得る。根拠のないデマに惑わされないこと。



非常持ち出し品の例



水や飲料、電気、ガスの供給が止まっても、2-3日は自力で過ごせるだけの物を非常用にまとめておく。持ち運べる重さに収まるよう厳選し、食品の賞味期限・品質保持期限やライトの電池などを定期的に点検する。飲料水は1人1日3リットルが目安。これはかき子箱の容量など、人によっても必要な量が異なる。携帯コンロや固形燃料、レジャーシートなど、役に立つアウトドアグッズも多い。自分にとって必要な品を考え、身近な所に揃えておきたい。

阪神・淡路大震災では、トイレ用ペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、カップなどが必需品だった。水が不足していたので、タオルやガーゼの代わりに使い捨ての紙製品が使えた。カップを器に掛ければ食器として何回も使えた。大型ビニール袋は足の穴をあければ雨合羽。段ボールに重ねて使えば簡易トイレにもなる。

5 避難を徒歩で身軽に
動きやすい服装で、緊急車両の妨げになるので、車は使わずに歩いて避難する。

6 地域の人たちと冷静に協力力を合わせて救助を、近所へ逃げ遅れた人はいないか確かめる。秩序を保って行動する。声をかけ合って冷静に。



震度階級

震度0	人は揺れを感じない。	
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがあり、屋外では電線が少し揺れる。	
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。つり下げ物は大きく揺れ、棚の食器類は音を立てる。座りの悪い置物が揺れることがある。屋外では電線が大きく揺れ、歩いている人や自転車を運転している人も揺れを感じる。	
5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。棚や書棚の物が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが揺れ、家具が移動することがある。屋外では、窓ガラスが落ちて割れたり、補強されていないブロック壁が崩れることもある。耐震性の低い住宅・建物では、壁や柱が破損したり、壁などに亀裂が生じる。	
5強	非常に恐怖感を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。棚や書棚の物の多くが落ちる。重い家具が倒れたり、ドアが開かなくなることもある。屋外では、補強されていないブロック壁の多くが崩れ、墓石も多くが倒れる。耐震性の低い住宅・建物では、壁や柱が破損したり、傾くものもある。	
6弱	定まっていることが困難になる。固定していない家具の多くが移動、転倒する。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の高い住宅・建物でも、壁や柱が破損したり、大きな亀裂が生じるものがある。	
6強	定まっていることが不可能になる。多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック壁のほとんどが崩れる。耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	
7	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック壁も崩れるものがある。耐震性の高い住宅・建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	